

## 2019年度事業報告書

2019年4月1日～2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

### 1. 事業の成果

被害回復関係業務については、消費者裁判手続特例法第1号の訴訟となる東京医科大学を被告とする共通義務確認訴訟の第一審において、ほぼ請求が認容される判決を得ることができました。また、第2号となるワンメッセージ等に対する共通義務確認訴訟、そして第3号となる順天堂大学に対する共通義務確認訴訟をそれぞれ提起し係争中です。

その他、裁判外の申入れ・要請等により1件で解決をはかることができました。

差止請求関係業務については、着実な取り組みをすすめてきました。差止請求訴訟1件について係争中です。新たな裁判外の申入れは19件となり、過年度の申入れ事案も含め、改善結果または経過について11件を公表しました。設立以来の累計では、118件で是正をはかることができました。

### 2. 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (人)	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定チーム 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	2/20 3/23	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	1,612 千円
	差止請求委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。 また、みずからも理事会議案となる提案を行った。	7/5 8/22 9/18 10/17 11/13 12/10 1/28 2/26	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 8 9 7 10 8 8	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(第1検討チーム) 4/8 5/16 6/17 7/22 8/21 9/25 10/31 12/4 1/24 2/26	千代田区 主婦会館 プラザエフ	8 9 10 9 10 9 9 10 7 7	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	

	(第2検討チーム) 5/8 6/5 7/3 8/9 9/17 10/21 11/14 1/17 2/17 3/30		11 10 9 11 7 7 10 9 9 11	
分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(建築請負チーム) 5/27	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ
	(通販定期購入) 4/2 5/13 6/20 7/19 8/26 9/24 10/29 11/20 12/23 1/20 3/5		8 8 8 9 8 9 9 8 9 9	
	(不動産賃貸借) 4/3 4/24 6/11 7/9 8/8 9/13 10/17 11/6 12/5 1/16 1/23 2/27 3/24		6 5 5 6 5 6 6 6 6 6 8 6 6	
被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。 また、みずからも理事会議案となる提案を行った。 ※6月以降、上記の差止請求委員会へ名称変更。	4/4 4/22	千代田区 主婦会館 プラザエフ	8 7	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ

(2) 差止請求 関係業務	検討事案選定チーム 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	2/20 3/23	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2,163 千円
	差止請求委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。 また、みずからも理事会議案となる提案を行った。	7/5 8/22 9/18 10/17 11/13 12/10 1/28 2/26	千代田区 主婦会館 プラザエフ	11 8 8 9 7 10 8 8	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
	常設検討チーム 不当な約款、勧誘行為、及び広告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。	(第1検討 チーム) 4/8 5/16 6/17 7/22 8/21 9/25 10/31 12/4 1/24 2/26	千代田区 主婦会館 プラザエフ	8 9 10 9 10 9 9 10 7 7	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		(第2検討 チーム) 5/8 6/5 7/3 8/9 9/17 10/21 11/14 1/17 2/17 3/30		11 10 9 11 7 7 10 9 9 11		
分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置し、不当な約款、勧誘行為、及び広	(建築請 負) 5/27	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ		

<p>告その他表示等について当該事業者への是正申し入れ書、当該事業者からの回答評価と対応、及び公表内容等を検討した。</p>	<p>(通販定期購入)</p> <p>4/2</p> <p>5/13</p> <p>6/20</p> <p>7/19</p> <p>8/26</p> <p>9/24</p> <p>10/29</p> <p>11/20</p> <p>12/23</p> <p>1/20</p> <p>3/5</p>		8		
	<p>(不動産賃貸借)</p> <p>4/3</p> <p>4/24</p> <p>6/11</p> <p>7/9</p> <p>8/8</p> <p>9/13</p> <p>10/17</p> <p>11/6</p> <p>12/5</p> <p>1/16</p> <p>1/23</p> <p>2/27</p> <p>3/24</p>		6		
<p>被害情報対応委員会 検討チームの提案を検証し、理事会議案として確定した。 また、みずからも理事会議案となる提案を行った。 ※6月以降、上記の差止請求委員会へ名称変更。</p>	<p>4/4</p> <p>4/22</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>8</p> <p>7</p>		
<p>委任後弁護団会議(差止請求訴訟提起後の弁護団会議)</p>	<p>(エーチームアカデミー弁護団会議)</p> <p>4/8</p> <p>4/23</p> <p>6/5</p> <p>6/28</p> <p>8/9</p> <p>8/26</p> <p>11/11</p> <p>11/20</p> <p>11/29</p> <p>2/17</p> <p>3/5</p>	<p>千代田区 主婦会館 プラザエフ</p>	<p>6</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>4</p>		

(3) 被害回復 関係業務	検討事案選定チーム 消費者等から寄せられた情報について、検討し、①検討チーム等の議題とすべきか否か、②情報提供者への助言内容について、協議した。	2/20 3/23	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5 5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	5,116 千円
	常設検討チーム 情報提供を受けた事案を分析し、被害回復制度で対応できる事案かどうかを検討した。	(第1検討 チーム) 4/8 5/16 6/17 7/22 8/21 9/25 10/31 12/4 1/24 2/26		8 9 10 9 10 9 9 10 7 7	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	
		(第2検討 チーム) 5/8 6/5 7/3 8/9 9/17 10/21 11/14 1/17 2/17 3/30		11 10 9 11 7 7 10 9 9 11		
分野別検討チーム 相手方事業者の業種ごとにチームを設置。情報提供を受けた事案を分析し被害回復制度で対応できる事案かどうかを検討した。	(建築請 負) 5/27	千代田区 主婦会館 プラザエフ	5	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ		
(連鎖販売 検討チー ム) 6/21	6					
(健康食品 検討チー ム) 2/18 3/17	6 6					

	(医大検討 チーム)) 4/12 5/23 7/11 8/19 10/7 11/14 1/20 3/24		8 8 9 9 8 9 8 7	
	(生命保険 検討チー ム) 5/23 7/11 8/19		9 10 10	
被害回復委員会 検討チームの提案を検 証し、理事会議案として確 定した。 また、みずからも情報提 供を受けた事案を分析し、 被害回復制度で対応でき る事案かどうかを検討し た。	4/25 5/21 6/26 7/23 8/21 9/13 10/17 11/15 12/11 1/23 3/5	千代田区 主婦会館 プラザエ フ	13 14 14 14 13 14 14 14 12 13 12	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ
被害情報対応委員会 検討チームの提案を検 証し、理事会議案として確 定する。 ※6月以降、被害回復事案 の理事会提案内容検討は、 上記の被害回復委員会に 移管。	4/4 4/22	千代田区 主婦会館 プラザエ フ	8 7	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ
委任前弁護士会議 被害回復訴訟提起に向け た準備を行った。(訴訟提 起に至った際には、当該事 案の弁護士団に移行する。)	(A 弁護士 準備会議) 4/9	千代田区 主婦会館 プラザエ フ	5	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ
	(順天堂大 学弁護士準 備会議) 9/20		6	
委任後弁護士会議(差止請 求訴訟提起後の弁護士会 議)	(東京医科 大学弁護士 会議) 4/10 5/23 7/1 7/19 9/3 9/20 11/12 3/31	千代田区 主婦会館 プラザエ フまたは 弁護士会 館	5 5 5 5 5 5 5 8	その成果は、 不特定多数 の消費者に 及ぶ

		(順天堂大 弁護士会 議) 1/7 3/11 3/31		6 8 6		
		(ワンメッ セージ弁護 団会議) 10/1 10/9 10/21 10/29 1/7 1/23 2/6 2/19 3/16 3/25		6 5 6 6 5 6 6 6 6		
(4) 消費者被害の調査・研究事業	対応する事業を行っていない。					2千円 ※
※前年度の消費者被害の実態調査業務（南関東）専門家会議の会議室料の支払い						
(5) 被害者への支援事業	情報提供者への助言等にとどまり、具体的な事業を実施する機会はなかった。	—	—	—	—	0千円
(6) 消費者に対する啓発事業	ホームページの設置と運営	月4回程度の更新	千代田区 当法人事務所等	4	不特定多数の消費者及び当法人会員	359千円
	総会記念シンポジウム「集団的消費者被害回復の取り組み状況と課題」	6/4	千代田区 主婦会館 プラザエフ	9	一般消費者ならびに当法人会員で参加者は84名	196千円
(7) 事業者に対する啓発事業	消費者志向経営セミナー「消費者法制の基礎セミナー」	11/8	千代田区 主婦会館 プラザエフ	7	事業者を中心に10名参加	179千円
(8) 事業者自主ルール等への提言	特段の事業活動を実施していない	—	—	—	—	0千円
(9) 政策提言事業	・消費者裁判手続特例法の見直しに向けた意見を提出	7/16	千代田区 当法人事務所等	25	その成果は、不特定多数の消費者に及ぶ	2千円
	・株式会社かんぼ生命保険による不適切な保険販売に対する抗議と意見表明	9/10		25		
	・消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見提出	10/8		20		

(10) その他事業	特段の事業活動を実施していない	-	-	-	-	0 千円
------------	-----------------	---	---	---	---	---------

## 2019年度 活動計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

特定非営利活動法人 消費者機構日本

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員 団体A 受取会費	1,600,000	
正会員 団体B 受取会費	110,000	
正会員 個人 受取会費	1,210,000	
協力会員 受取会費	184,000	
賛助会員 受取会費	9,500,000	12,604,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	599,698	599,698
3 受取助成金		
消費者スマイル基金助成金	1,300,000	1,300,000
4 事業収益		
消費者志向経営セミナー 事業収益	77,000	77,000
5 その他収益		
諸謝金	345,000	
雑収入	1,115	346,115
経常収益計		14,926,813
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
役員報酬	1,054,739	
事務人件費	3,064,005	
福利厚生費	926,120	
人件費計	5,044,864	
(2)その他経費		
会議費	1,869,229	
通信運搬費	156,783	
消耗品費	9,804	
賃借料	449,571	
印刷費	260,099	
調査研究費	24,696	
委託費	1,702,602	
租税公課	102,246	
雑費	11,966	
その他経費計	4,586,996	
事業費計		9,631,860
2 管理費		
(1)人件費		
事務人件費	2,323,738	
福利厚生費	666,286	
人件費計	2,990,024	
(2)その他経費		
会議費	578,979	
旅費交通費	53,466	
通信運搬費	373,645	
消耗品費	359,173	
賃借料	68,579	
印刷費	35,640	
調査研究費	92,442	
渉外費	6,000	
委託費	329,902	
保険料	511,284	
租税公課	3,185	
雑費	22,274	
その他経費計	2,434,569	
管理費計		5,424,593
経常費用計		15,056,453
当期経常増減額		-129,640

III 經常外収益			
基本財産受取利息	1,372		
經常外収益計		1,372	
IV 經常外費用			
經常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			-128,268
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			-198,268
前期繰越正味財産額			30,918,190
次期繰越正味財産額			30,719,922

2019年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表  
2020年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

科目・摘要	金額 (単位:円)		
I 資産の部			
1.流動資産			
基本財産(預金)	10,168,819		
運用財産			
現金	116,530		
預金	22,703,496		
商品券	46,000		
貯蔵品	54,615		
流動資産合計		33,089,460	
2.固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			33,089,460
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	70,000		
預り金	79,538		
前受金	510,000		
流動負債合計		659,538	
2.固定負債			
長期借入金	1,710,000		
固定負債合計		1,710,000	
負債合計			2,369,538
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額		30,918,190	
当期正味財産増加額		-198,268	
正味財産合計			30,719,922
負債及び正味財産合計			33,089,460

## 2019年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 消費者機構日本

## 1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日公表、2017年12月12日一部改正)によっています。

## 2. 会計方針の変更

## 事業費の役員報酬の計上

2018年度まで、役員が個別業務に対応した謝金(例:①当機構の事案検討等の会議に参加した際の謝金、②役員が当機構の実施するセミナー等において講演した際の謝金、③当機構の訴訟における代理人としての報酬)について、会議費または委託費に計上しておりました。NPO会計基準(2017年10月改定)に従い、2019年度会計より、個別業務に対応した謝金を役員に支払った場合は、事業費の役員報酬として計上することにいたしました。2019年度は1,054,739円を計上いたしました。

## 3. 事業別損益の状況 添付[資料1]参照

## 4. 用途等が制約された寄附金等の内訳

今年度は、用途等が制約された寄附金等の受入れはございません。

## 5. 基本財産の取り扱いについて

基本財産は、団体の社会的信頼確保等のために積み立てておき、原則として支出をしない財産です。そのため、定款においても理事会・常任理事会の議決を経なければ、取りくずすことができない旨規定しています。

当法人の正味財産は30,719,922円ですが、そのうち基本財産は10,168,819円です。

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
基本財産	10,167,447	1372	0	10,168,819	

## 6. 特定資産の計上

2018年度に差止請求関係業務に充てる特定資産を100万円計上いたしました。2019年度でこの特定資産100万円を取り崩し、差止請求関係業務に宛てました。

## 7. 借入金の増減内訳

借入先 東京都 借入の目的 被害回復訴訟費用への充当

これらの借入金は各訴訟のためのものであり、その返済時期は当該訴訟の終結後となります。

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	450,000	1,260,000	0	1,710,000
(内訳)				
東京医大訴訟	450,000		0	450,000
ワンメッセージ訴訟	0	600,000	0	600,000
順天堂大訴訟	0	660,000	0	660,000

## 8. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者、並びに役員が代表を務める法人との取引については、いずれも合計額が100万円以内であるため記載していません。

9. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
- ・ 事業費と管理費の按分方法
    - (1) 事務人件費・賃借料・印刷費（コピー代）・福利厚生費（年金・健康保険料・通勤交通費代・健康診断料）を事業種別毎に日常的に区分することは不可能なため、別紙の基準で区分した。（添付 [資料2] -1、 [資料2] -2参照）
    - (2) 事業費に区分した後の事務人件費、賃借料、印刷費（コピー代）、福利厚生費（年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料）の事業ごとの配賦について  
業務量に準じて配賦する趣旨から、それぞれの事業ごとの主要な会議の開催時間に応じて配賦した。（添付 [資料2]-3参照）
    - (3) いくつかの事業にまたがる会議に係る費用を各事業毎に区分する基準については、添付 [資料3] 参照。

[資料1] <2019年度 特定非営利活動に係る事業別損益の状況>

	不当な約款等の是正	差止請求関係業務に係る事業等	被害回復関係業務に係る事業等				消費者被害の調査・研究事業	消費者に対する啓発事業		事業者に対する啓発事業	政策提言事業	事業部門計	管理部門計	合計
			共通	東京医大訴訟	ワンメッセージ訴訟	順天堂大訴訟		ホームページ運営	公開学習開催					
<b>I 経常収益</b>														
受取会費												0	12,604,000	12,604,000
受取寄附金												0	599,698	599,698
受取助成金			1,300,000									1,300,000	0	1,300,000
事業収益										77,000		77,000	0	77,000
諸謝金													345,000	345,000
雑収入												0	1,115	1,115
経常収益計	0	0	1,300,000			0	0	0	0	77,000	0	1,377,000	13,549,813	14,926,813
<b>II 経常費用</b>														
役員報酬	163,907	217,865	450,828	0	162,000	0	0	0	11,137	49,002	0	1,054,739	0	1,054,739
事務人件費	683,466	880,067	962,602	148,378	270,790	44,513	0	0	22,257	51,932	0	3,064,005	2,323,738	5,387,743
福利厚生費	206,583	266,007	290,954	44,849	81,848	13,455	0	0	6,727	15,697	0	926,120	666,286	1,592,406
会費	386,667	421,881	899,774	0	0	0	2,000	0	151,407	5,500	2,000	1,869,229	578,979	2,448,208
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53,466	53,466
通信運搬費	4,562	71,691	35,752	4,200	8,336	6,000	0	0	0	26,242	0	156,783	373,645	530,428
消耗品費	0	0	0	0	9,804	0	0	0	0	0	0	9,804	359,173	368,977
賃借料	100,283	129,129	141,239	21,771	39,732	6,531	0	0	3,266	7,620	0	449,571	68,579	518,150
印刷費	52,116	67,108	79,932	11,314	24,069	3,394	0	0	1,697	20,469	0	260,099	35,640	295,739
調査研究費	500	2,800	5,446	0	15,950	0	0	0	0	0	0	24,696	92,442	117,138
渉外費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,000	6,000
委託費	11,138	91,190	62,774	0	502,200	676,500	0	358,800	0	0	0	1,702,602	329,902	2,032,504
保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	511,284	511,284
租税公課	0	15,880	27,031	0	23,335	36,000	0	0	0	0	0	102,246	3,185	105,431
雑費	3,080	152	324	0	2,700	2,200	0	540	0	2,970	0	11,966	22,274	34,240
経常費用計	1,612,302	2,163,770	2,956,656	230,512	1,140,764	788,593	2,000	359,340	196,491	179,432	2,000	9,631,860	5,424,593	15,056,453
当期経常増減額	-1,612,302	-2,163,770	-1,656,656	-230,512	-1,140,764	-788,593	-2,000	-359,340	-196,491	-102,432	-2,000	-8,254,860	8,125,220	-129,640

**[資料 2]－1**

**1. 事業費と管理費の区分の基準**

(1) 事務人件費 (いったん管理費に仮計上した2名分についての取り扱い。)

従事時間割合に近似にするために、主に従事している業務の性格によって、以下のように区分します。

区分	内容
事業費	差止請求・被害回復・情報受付担当の全額
管理費	経理・庶務担当の全額

(2) 福利厚生費のうち:年金・健康保険料、通勤交通費代、健康診断料について (いったん管理費に仮計上した2名分についての取り扱い。)

事務人件費に準ずる性格であり、上記事務人件費と同じ区分とします。

(3) 賃借費 (主に OA 機器の賃借料)

業務量割合に近似にするため、下記会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

区分	内容
事業費 (合計 206.5h)	検討事案選定会議 (2回 3.5h) 常設検討チーム<第1・第2> (20回 39.75h) 分野別検討チーム (39回 65.0h) 差止請求委員会 (8回 20.50h) 被害回復委員会 (11回 21.5h) 被害情報対応委員会 (2回 4.00h) 委任前弁護士会議 (2回 2.75h) 委任後弁護士会議 (32回 44.5h) 公開学習会・総会記念シンポジウム (1回 1.5h) 消費者志向経営セミナー (1回 3.5h)
管理費 (合計 31.5h)	通常総会 (1回 0.75h) 理事会 (10回 18h) 監事監査 (1回 1.5h) 月次事務局会議 (7回 11.25h)
総計 238h	

(4) 印刷費のうちコピー代

業務量割合に近似にするため、賃借料同様会議別に会議開催時間をカウントし区分します。

[資料2]-2 事業費・管理費 区分明細

	金額	備考
事務人件費／事業費	3,064,005	差止請求・被害回復・情報提供受付担当分
事務人件費／管理費	2,323,738	経理・庶務担当分
小計	5,387,743	
福利厚生費／事業費	926,120	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費(差止請求・被害回復・情報提供受付担当分)
福利厚生費／管理費	666,286	年金・健康保険料+通勤費+健康診断費(経理・庶務担当分)+その他福利厚生費54,164円
小計	1,592,406	
賃借料／事業費	449,571	会議時間 206.5時間分
賃借料／管理費	68,579	会議時間 31.5時間分
小計	518,150	
印刷費／事業費	260,099	コピー関連費用(会議時間 206.5時間分)+事業費直接計上分26,459円
印刷費／管理費	35,640	コピー関連費用(会議時間 31.5時間分)
小計	295,739	

[資料2]-3 消費者機構日本2019年度 事業費配賦明細

事業(大)	事業(小)	各事業の主要会議	時間		事務人件費	福利厚生費	賃借料	印刷費	
(1) 不当な約款等の是正事業		検討事業選定チーム	0.8750	46.06	683,466	206,583	100,283	52,116	
		差止請求委員会	10.2500						
		常設検討チーム	9.9375						
		分野別検討チーム	24.0000						
		被害情報対応委員会	1.0000						
(2) 差止請求関係業務		検討事業選定チーム	0.8750	59.31	880,067	266,007	129,129	67,108	
		差止請求委員会	10.2500						
		常設検討チーム	9.9375						
		分野別検討チーム	24.0000						
		被害情報対応委員会	1.0000						
		委任後弁護団会議	13.2500						
		(3) 被害回復関係業務	① 共通						検討事業選定チーム
常設検討チーム	19.8750								
分野別検討チーム	17.0000								
被害回復委員会	21.5000								
被害情報対応委員会	2.0000								
委任前弁護団会議	2.7500								
	直接計上分		-	-	-	-	6,530		
	② 東京医大訴訟		委任後弁護団会議	10.0000	10.00	148,378	44,849	21,771	11,314
	③ ワンメッセージ訴訟		委任後弁護団会議	18.2500	18.2500	270,790	81,848	39,732	20,649
			訴状等コピー代	直接計上分	-	-	-	-	3,420
	④ 順天堂大訴訟	委任後弁護団会議	3.0000	3.0000	44,513	13,455	6,531	3,394	
(4) 消費者被害の調査・研究事業	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) 被害者への支援事業	-	-	-	-	-	-	-	-	
(6) 消費者に対する啓発事業	① ホームページ運営	-	-	-	-	-	-	-	
	② 公開学習会	総会記念シンポジウム	1.5000	1.50	22,257	6,727	3,266	1,697	
(7) 事業者に対する啓発事業	① 消費者志向経営セミナー	消費者志向経営セミナー	3.5000	3.50	51,932	15,697	7,620	3,960	
		直接計上分	-	-	-	-	-	16,509	
	② その他	-	-	-	-	-	-	-	
(8) 事業者自主ルール等への提言	-	-	-	-	-	-	-	-	
(9) 政策提言事業	-	消費者契約法改正連絡会	-	-	-	-	-	-	
(9) その他必要な事業	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計			206.5000	206.50	3,064,005	926,120	449,571	260,099	

**【資料3】2019年度 いくつかの事業にまたがる会議の費用（事業費）に関する事業ごと区分**

事業	会議名	区分
(1) 不当な約款等の是正事業	検討事案選定チーム	経費の4分の1を計上 ((2) (3) と按分)
	差止請求委員会	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
	常設検討チーム	経費の4分の1を計上 ((2) (3) と按分)
	分野別検討チーム (差止請求にのみ係るもの)	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
	被害情報対応委員会	経費の4分の1を計上 ((2) (3) と按分)
(2) 差止請求関係業務を実施する事業	検討事案選定チーム	経費の4分の1を計上 ((1) (3) と按分)
	差止請求委員会	経費の2分の1を計上 ((2) と按分)
	常設検討チーム	経費の4分の1を計上 ((1) (3) と按分)
	分野別検討チーム (差止請求にのみ係るもの)	経費の2分の1を計上 ((1) と按分)
	被害情報対応委員会	経費の4分の1を計上 ((1) (3) と按分)
(3) 被害回復関係業務を実施する事業	検討事案選定チーム	経費の2分の1を計上 ((1) (2) と按分)
	常設検討チーム	経費の2分の1を計上 ((1) (2) と按分)
	被害情報対応委員会	経費の2分の1を計上 ((1) (2) と按分)

2019年度 特定非営利活動に係る事業会計財産目録  
2020年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

科目・摘要	金額 (単位:円)		
<b>I 資産の部</b>			
1.流動資産			
基本財産(中央労金)	10,168,819		
運用財産			
現金 現金手許有高	116,530		
普通預金(三井住友銀行)	12,832,137		
郵便総合口座	73,644		
郵便振替口座	9,797,715		
商品券	46,000		
貯蔵品(郵便切手、収入印紙)	54,615		
流動資産合計		33,089,460	
2.固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			33,089,460
<b>II 負債の部</b>			
1.流動負債			
未払い金	70,000		
預り金 所得税等	79,538		
前受金 2020年度会費 2件	510,000		
流動負債合計		659,538	
2.固定負債			
長期借入金(東京都より被害回復訴訟費用の借入)	1,710,000		
固定負債合計		1,710,000	
負債合計			2,369,538
正味財産			30,719,922

上記は、財産目録に相違ない。

特定非営利活動法人 消費者機構日本  
理事長 藤井 喜継

令和元年度年間役員名簿 （前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）

特定非営利活動法人 消費者機構日本

## 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

## 2 役員一覧

役名	フリガナ氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事 (会長)	ナカヤマ ヒロコ 中山 弘子		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (代表理事・ 理事長)	ワダ トシアキ 和田 寿昭		平成31年4月1日 ～令和元年6月4日	年月日 ～年月日
理事 (代表理事・ 理事長)	フジイ ヨシツグ 藤井 喜継		令和元年6月4日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (代表理事・ 副理事長)	ササキ ユキタカ 佐々木 幸孝		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (副理事長)	アオヤマ リエコ 青山 理恵子		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (副理事長)	マツオカ マリノ 松岡 万里野 (通称長見万里野)		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (常任理事)	ナカノ カズコ 中野 和子		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (常任理事)	ユイネ タエコ 唯根 妙子		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日
理事 (常任理事)	フクナガ ケイコ 福長 恵子		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年月日 ～年月日

## 事業報告用

理事 (専務理事)	イソベ コウイチ 磯辺 浩一		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	イワタ シュウ 岩田 修		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ウラゴウ ユキ 浦郷 由季		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	オオタニ セイコ 大谷 聖子		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	オオトミ ナオキ 大富 直輝		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	コウラ ミチコ 小浦 道子		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ゴトウ マキノリ 後藤 巻則		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	スゲナミ チカコ 菅波 睦子 (通称 二村睦子)		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	セト カズヒロ 瀬戸 和宏		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ナガタ ミキ 長田 三紀		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	ミヤギ アキラ 宮城 朗		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	イナムラ アツシ 稲村 厚		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	ワタナベ エリコ 渡邊 英里子 (通称首藤英里子)		平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

令和2年3月31日現在

特定非営利活動法人 消費者機構日本

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 代表者 河上 正二	[Redacted]
2	日本生活協同組合連合会 代表者 本田英一	
3	一般財団法人 日本消費者協会 代表者 松岡萬里野	
4	中山 弘子	
5	藤井 喜継	
6	佐々木 幸孝	
7	青山 理恵子	
8	松岡 萬里野	
9	中野 和子	
10	唯根 妙子	
11	福長 恵子	
12	磯辺 浩一	